明科高等学校浸水防止対策工事

図 面 リ ス ト

図面番号	図 面 名 称	縮　尺	
		Ａ１版	Ａ３版
Ａ－０１	改修工事特記仕様書	NO SCALE	NO SCALE
Ａ－０２	解体工事特記仕様書	NO SCALE	NO SCALE
Ａ－０３	案内図・配置図	１／５００	１／１０００
Ａ－０４	［既存］平面図	１／５０	１／１００
Ａ－０５	［既存］断面図・展開図	１／３０	１／６０
Ａ－０６	［対策後］平面図	１／５０	１／１００
Ａ－０７	［対策後］展開図、［既存・対策後］建具表	１／５０	１／１００
Ａ－０８	［対策後］防水板詳細図１	１／１０	１／２０
Ａ－０９	［対策後］防水板詳細図２	１／１０	１／２０

長野県教育委員会事務局　高校教育課

株式会社　飯島建築設計事務所

明科高等学校浸水防止対策工事　　設計図

特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　長野県安曇野市明科東川手100

2．敷地面積　―

3．工事種目

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
明科高校 昇降口棟	学校	RC造	1	・・・	・・・	―	94.64(受電室・受水槽室

4．工事内容　1．浸水対策改修
2．・
3．・
4．・
5．・

5．指定部分　・有　○無　対象部分（　　）
指定部分工期　年　月　日

6．工事範囲
※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
○「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目＼工事種目	建築主体工事	電気設備工事（別紙による）	機械設備工事（別紙による）
2 仮設工事	○		
3 防水改修工事	○		
4 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁			
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁			
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁			
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁			
5 建具改修工事	○		
6 内外装改修工事			
7 塗装改修工事			
8 耐震改修工事等			
9 環境配慮改修工事	○		

Ⅱ 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
（株）飯島築設計事務所	細川　幸一

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
（株）飯島建築設計事務所　尾山　勝宣	
積算担当	
コストプランニング保科　保科　進	
電気設備担当	
―	
機械設備担当	
―	

Ⅲ．建築改修工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版）（以下、「標準仕様書」という。）
○ 建築工事標準詳細図（令和 4 年版）（以下、「標準詳細図」という。）
○ 建築物解体工事共通仕様書（令和 4 年版）
○ 敷地調査共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課(令和 4年改定)
○ 建築構造設計基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和 3 年版)
○ 工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
○ 長野県営繕工事の手引き　長野県建設部施設課監修
・ 公共建築木造工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和 7 年版)
○ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）　建設省建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
○ 長野県建設リサイクル推進指針
（2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（E-01）図、機械設備工事の特記仕様書は（M-01）図による。

（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。
○ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。（・印のみの場合は適用しない。）
○ 印と ㊒ 印の付いた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5）㊒ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用区分	(1.2.2) 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（Vo= 30m/s） 地表面粗度区分　（ ・Ⅰ・Ⅱ ○Ⅲ ・Ⅳ ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（ 26 ） ・
	2 電気保安技術者	※適用する　・適用しない　(1.3.3)
	③ 条件明示項目	○現場説明書による　(1.3.5)
	④ 発生材の処理等	※別紙解体工事仕様書による　・構外搬出適正処理　(1.3.12) また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。 ・引渡しを要するもの ・再生資源の利用を図るもの
	⑤ 環境への配慮	[1.4.1] （1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20 条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20 条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20 条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	⑥ 材料の品質等	[1.4.2] （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフドレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、鋳鉄製ふた
	7 特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	8 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※図示　(1.5.2) 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・　(1.5.3)
	9 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	⑩ 技能士	(1.6.2) ※ 適用する（一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。） ・適用しない

適用工事種目	技能検定作業
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業　・左官作業　・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業　・ﾀｲﾙ張り作業　・建築塗装作業
建具改修工事	○ｶﾞﾗｽ用ｻｯｼ工事作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業　・自動ﾄﾞｱ施工作業
内装改修工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ工事作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上げ工事作業　・鋼製下地工事作業 ・壁装作業　・大工工事作業　・ﾀｲﾙ張り作業
塗装改修工事	・建築塗装作業
耐震改修工事	・鉄骨組立作業　・型枠施工作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ｴｰｽﾚｲｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
石工事	・石張り作業
植栽工事	・造園工事作業

章	項目	特記事項
2 仮設工事	11 室内空気中の化学物質の濃度測定	[1.6.9] 測定方法　※ﾊﾟｯｼﾌﾞ法（拡散法）　・ｱｸﾃｨﾌﾞ法（吸引法） 検査機関　※環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　※ﾄﾙｴﾝ　※ｷｼﾚﾝ　※ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ｽﾁﾚﾝ 測定個所（室）　計　個所 ※試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度指針値

ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	ﾄﾙｴﾝ	ｷｼﾚﾝ	ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｽﾁﾚﾝ	備考
0.08ppm	0.07ppm	0.05ppm	0.88ppm	0.04ppm	0.05ppm	

	12 埋設配管・配線および鉄筋調査	あと施工アンカー工事 ８章〈あと施工アンカー〉による コア抜き、はつり工事等 ※ 既存資料調査 ・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※ 図示 ・ ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 （1）作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 （2）放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 （3）露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 （4）付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 （5）躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
	⑬ 完成図等	※作成する　(1.8.1～1.8.3)(表1.8.1) ※完成図（※設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.1による　○監督員の指示による） 作成方法　・原図　用紙　（・ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰA1　・　） 作図方法（・CADで作成し出力　・　） ※製本（見開きA3版（1部）） ※CADデータ（※CD-R（2部）　・　）
	⑭ 完成写真	※保全に関する資料（2部） 下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	部数	写真のサイズ（mm）
・カラー写真	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 2 ・	※ ｷｬﾋﾞﾈ版 ・ ｻｰﾋﾞｽ版
・パネル（木製枠）	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 2 ・	※ 半切 ・ 全紙
・カラースライド	外部（ ・ ）内部（ ・ ）	※ 1 ・	24×36以上
※ 電子データ	外部（ 2 ）内部（ 4 ）	※ 2 ・	※428万画素以上 ※350dpi以上

電子データは、ﾌｨﾙﾑｽｷｬﾝのうえRGB各8ﾋﾞｯﾄ（ﾌﾙｶﾗｰ）、JPEG形式最高画質（100%画質）とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者

2 仮設工事	1 足場その他	[2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の (2) 手すり据置き方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場　・ 設置する（ ※ 脚立、足場板等　・枠組　） ・ 設置しない ・ 外部足場　・ 設置する　・ 設置しない ・ 防護シート　・ 設置する　・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　[表 2.2.1] 種別（ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・E種 ） C種：利用可能なエレベーター　（　　） D種：利用可能な階段　（　　）
	② 既存部分の養生	[2.3.1] 1）養生の方法等 ○既存部分　養生の方法（ ※ ビニルシート、合板等 ・合板+防炎シート ） ・既存家具、既存設備等　養生の方法（ ※ ビニルシート等　・　） ・既存ブラインド、カーテン等　養生の方法（ ・ビニルシート等 ・ ） 保管場所　（ 図示 ・ ） ・備品、机、ロッカー等の移動（ ・図示 ・ ）※工事に支障となる範囲 2）既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	3 仮設間仕切り	[2.3.2][表 2.3.1] 1）仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・既存防火扉利用 2）仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種	・木	・せっこうボード（12.5mm）	・無し	※ 有り
・B種	・軽量鉄骨	・合板（9.0mm）	・片面	・ 無し
※C種	単管	防炎シート		

充填材　※グラスウール 32k　（厚：50mm以上）
3）仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	充填材
※ 木製	※ 合板張り程度	・ 無し	※有り
	・	・ 片面	・無し
	・		

充填材　※グラスウール 32k　（厚：50mm以上）

	④ 監督員事務所	[2.4.1] ※ 設ける ○ 設けない 規模　※ 10㎡程度　・ 20㎡程度　・（　）㎡程度
	⑤ 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（ ※ 有償　・無償 ）　※ 利用できない
	⑥ 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（ ※ 有償　・無償 ）　※ 利用できない
3 防水改修工事	1 施工数量調査	調査範囲　・図示　・　[1.5.2、3] 調査方法　・図示　・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・ 調査報告書　提出部数　・２部　・
	2 降雨等に対する養生方法（とい共）	[3.1.3] ※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による。　・
	3 既存防水の処理	[3.2.3、4、6] 既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　） ・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　） ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X） ・行わない
	4 既存防水層の下地補修	[3.2.6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示　・ POS工法及びPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置　※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)①～③による　・

5 建具改修工事	⑨ シーリング	[3.7.2、3、7、8] シーリング改修工法の種類 ○シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない エッジング材張り　・適用する　・適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
新設止水板　側柱壁面取り合い	MS-2

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書3.7.3(a)(1)～(3)による　・

	① 改修工法	[5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による ・
・樹脂製建具		―	・	・建具表による ・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による ・
	・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による ・
○アルミ製止水板		―	―	・建具表による ・

○止水性能
浸水高さ　500mm以下
性能等級　JIS A 4716 浸水防止性能等級Ws-3相当以上（漏水量　20(L/h・㎡)以下）
新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・

	3 見本の製作等	[5.1.5] 建具見本の製作　・行う（建具符号：　）　・行わない 建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）　・行わない
	4 防犯建物部品	[5.1.7] ・適用する（　）　適用箇所（・建具表による　・　） ・適用しない
6 内外装改修工事	1 改修範囲	[6.1.3] 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま　・ 図示
	27 モルタル塗り	[6.15.3、5、6] モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料 既製目地材 ・設ける 施工箇所（　）　形状（※図示による　・　） ・設けない 床の目地 ・設ける 目地割り ※2㎡程度（最大目地間隔3m程度） ・ 目地の種類 ※押し目地 ・ ・設けない
9 環境配慮改修工事	① 石綿含有建材の除去工事	[9.1.1、3～6] ○石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 除去対象範囲 ○図示による 着工前の試験施工　※行う　○ 行わない 除去工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度） ・集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上） ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度） ・剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上） ・超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用） 養生方法 ・ 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ○図示による

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称	明科高等学校浸水防止対策工事	A-01
図面名称	明科高等学校　改修工事特記仕様書	一級建築士　第163907号 細川　幸一

明科高等学校浸水防止対策工事　　解体工事特記仕様書

Ⅰ 解体工事概要

1.工事場所　　長野県安曇野市明科東川手100

2.敷地面積（㎡）　　―

3.除却対象物　　・建築物　・工作物　・建築設備　・家具等　・樹木　◯その他

除却対象建築物等	構　造	階　数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延 面 積(㎡)

Ⅱ 解体工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体共仕」という。)により、解体共仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下「標仕」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)」(以下、「改修標仕」という。)による。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に◯印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、◯印の付いたものを適用する。
　◯印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　◯印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の(．．．)内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。

章	項　　目	特記事項
1 一般共通事項	① 適用基準等	◯工事写真の撮り方（改訂第三版）建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◯建築物解体工事共通仕様書・同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◯公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和 7 年版） ◯建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という。)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ◯建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編（令和 4 年版） ◯長野県建設リサイクル推進指針　平成10年12月1日建設省経建発第333号 平成5年1月12日建設省経建発第1号
	2 電気保安技術者	※適用する　・適用しない　(1.3.3)
	3 施工条件明示項目	・　(1.3.5)
	4 引渡しを要するもの	※引渡しを要するもの　(1.3.10) 名称 / 仕様等 / 備考： ・現場説明書による
	⑤ 解体工事施工技士	本工事を適切に施工管理するため、解体工事施工技士の選任等に配慮すること。
2 仮設工事	1 足場その他	足場を設ける場合、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成２１年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	2 騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策　〈2.2.1〉 ※防音パネル　・防音シート 設置範囲及び高さ ※（図示　/　図による）
	③ 監督員事務所	・既存建物内の一部を使用する　・構内に設置する　◯設けない　〈2.3.1〉 規模及び仕上げの程度は現場説明書による
	④ 工事用水	構内既存の施設　※利用できない　◯利用できる（※有償　・無償）
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　◯利用できる（※有償　・無償）
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置　〈3.2.1〉 ・行う　・行わない
	2 杭の解体	・行う　・行わない　〈3.9.2〉 杭の解体工法 ・引抜き工法　・破砕による解体
	3 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植　〈3.11.1〉 ・行う（　/　図による）
	4 地下埋設物/埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体　〈3.12.1〉 ・行う（ 附M-02 図による）
	5 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ・機械設備図による。（図面番号　　） ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・冷媒を屋外機にポンプダウンした後、撤去を行う機器は下記による。 図面番号 / 記　号：
	6 屋外設備等	電柱の撤去　・行う（　/　図による）　・行わない 外灯の撤去　・行う（　/　図による）　・行わない
	7 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　〈3.13.1〉 ・行う 整地高さ ・現状ＧＬ　・行う（　図による） 埋戻し及び盛土の材料 ・山砂の類　・他現場の建設発生土の中の良質土　・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き ※行わない ・行う（・再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ(RC-40)厚さ 60mm　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ(C-40)厚さ 60mm）

章	項　　目	特記事項
4 建設廃棄物の処理	① 一般事項	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムによりエ事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書をエ事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出するものとする。
	2 再資源化等	〈4.4.1〉 建設廃棄物の種類 / 備　考： ・コンクリート ・ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄からなる建設資材（PC板、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品） ・木材 ・木材（縮減） ・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ ・金属類 ・小形二次電池 ・蛍光ランプ、HIDランプ ・硬質塩化ビニル管、継手 ・ガラス ※中間処理施設又は再資源化施設等の名称、所在地は現場説明書による
	3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	〈4.4.1〉 名　称 / 仕　様 / 数量 / 備　考：
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	〈4.4.2〉 種　類 / 備　考： ※所在地は現場説明書による
	5 最終処分する建設廃棄物	〈4.4.3〉 名　称 / 仕　様 / 数量 / 備　考： 混合廃棄物 ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による
	6 処理に注意を要する建設廃棄物	〈4.5.1〉 廃棄物の種類 / 数量 / 備　考： ・石綿含有せっこうボード ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・上記以外のせっこうボード ・CCA処理木材 ・ ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による
5 特別管理産業廃棄物等の処理等	1 施工調査	特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。　〈5.1.2〉 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。
	2 分析調査	〈5.1.2〉 分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類 / 採取する部位・箇所等 / 備　考： 部位：・図示　・　箇所数：　箇所 部位：・図示　・　箇所数：　箇所 部位：・図示　・　箇所数：　箇所 部位：・図示　・　箇所数：　箇所
6 アスベスト含有建材の除去等	① アスベスト含有分析調査	・PCB 含有シーリング分析調査　〈5.4.1〉 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査　〈5.4.1〉 ・絶縁油のPCB含有量の分析調査 ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の　検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの　分析方法規定（電気技術規定JEAC1201-1991）」により行う。 ・ダイオキシン類のサンプリング調査　〈5.4.1〉 ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。
	③ 特別管理産業廃棄物の処理	〈5.4.1〉 特別管理産業廃棄物の種類 / 仕様・数量等 / 備　考： ◯廃石綿等 ・ＰＣＢを含む機器類 ・ＰＣＢ含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸／廃アルカリ ・ダイオキシン類 ・ ・ ※処理施設の名称、所在地は現場説明書による
	4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類　〈5.4.1〉
	5 PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材	撤去方法　〈5.4.1〉 ・「標準施工要領書（日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業協同組合連合会／日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会）」による。 撤去範囲 ※（図示　/　図による）
	6 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体　〈5.4.1〉 解体方法 処分方法
	2 ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定	アスベスト粉じん濃度測定　〈6.1.4〉 ・行う（測定名称及び測定点は下表による） アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第１部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 測定箇所　※図示 測定名称 / 測定時期 / 測定場所 / 測定点（各施工箇所ごと） / 備　考： ・測定 1 / 処理作業前 / 処理作業室内 / ・（　）点 / － ・測定 2 / 処理作業前 / 施工区画周辺又は敷地境界 / ・4方向各1点 ・1階機械室外部 / － ・測定 3 / 処理作業中 / 処理作業室内 / ・（　）点 / － ・測定 4 / 処理作業中 / ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口 / ・（　）点 / 空気の流れを確認 ・測定 5 / 処理作業中 / 集じん・排気装置の装置の排出口（処理作業室外の場合） / ・集じん 1点　排気装置各1点 ・（　）点 / 除じん装置の性能確認 ・測定 6 / 処理作業中 / 施工区画周辺又は敷地境界 / ・4方向各1点 ・1階機械室外部 / － ・測定 7 / 処理作業後（ｼｰﾄ養生中） / 処理作業室内 / ・（　）点 / － ・測定 8 / 処理作業後（ｼｰﾄ養生中） / 施工区画周辺又は敷地境界 / ・4方向各1点 ・1階機械室外部 / － ・測定 9 / 処理作業後ｼｰﾄ撤去後1週間以降 / 処理作業室内 / ・（　）点 / － ・測定 10 / 処理作業後ｼｰﾄ撤去後1週間以降 / 調査対象室外部の付近 / ・（　）点 / － 測定５のみ　※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対濃度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定
7 その他	1 工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化　・ 地域住民への情報提供 ・情報掲示板の設置　・パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ・現場出入口周辺への誘導員の配備　・
	② 産業廃棄物の取扱いについて	産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。 （ｉ）搬出された産業廃棄物の処理状況記録 ① 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票（以下「ﾏﾆｭﾌｪｽﾄ」という。）A票、B2票、D票及びE票（建Ⅱの場合はB4票を加える。）の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ② 請負者が自ら処理した場合 ア ﾏﾆｭﾌｪｽﾄに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ③ 特別管理産業廃棄物の場合 ①又は②に準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 （ⅱ）産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再生資源利用促進実施書に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 （ⅲ）写真 ① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真 ② 仮設物、安全措置状況及び工程写真（除却作業状況、埋設配管等及び基礎類は入念に撮影すること。） ③ 使用機械類 ④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積降し時の写真 ⑤ しゅん工時の全景写真（着手時と同一アングルとする。） ⑥ その他監督職員の指示による
	3 騒音、振動調査	調査の有無　※無　・有 調査方法については設計図書による。
	4 土壌調査	調査項目　・土壌調査　・土壌調査（含有量試験）　・ﾊﾛｹﾞﾝｷｻﾝ抽出調査　・廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。
	5 官公庁その他への届出手続等	(1)工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。 (2)前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
	⑥ 疑義に関する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
	7 文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。
	8 埋蔵文化財調査	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当　・該当する　・該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い　・有　・無 埋蔵文化財調査の時期　・解体工事終了後　・解体工事中

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称	明科高等学校浸水防止対策工事	A-02
図面名称	明科高等学校　解体工事特記仕様書	一級建築士　第163907号 細川　幸一

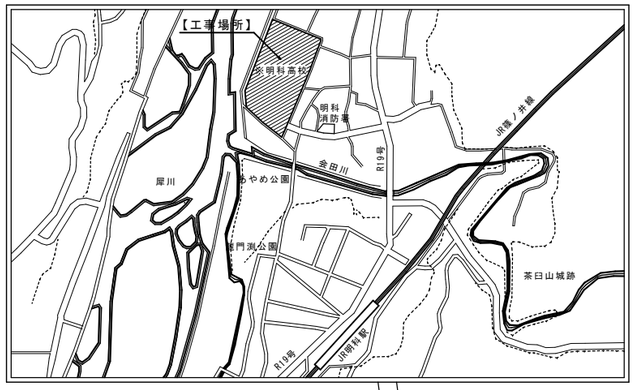

案　内　図

工事概要	昇降口棟(ポンプ室・受電室)の浸水防止対策のため、既存の出入口
	の浸水防止部分(FL＋500)を止水目的で改修する。

施工条件
1. 工事期間中は、建築資材の搬入時に交通誘導員1名を配置すること。
2. 工事対象部分の周囲は、カラーコーン及びコーンバー等を設置するなどの安全管理を行なうこと。
3. 作業現場への搬入路および工事車両の校内への出入口は、予め学校と協議の上決定すること。
4. 騒音が発生する作業は、監督員・学校と協議の上、騒音対策をして行なうこと。

概略工事工程表

全体工程(100日)	令和7年度			
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月
	着工 準備	現場工事		検査・片付け 竣工

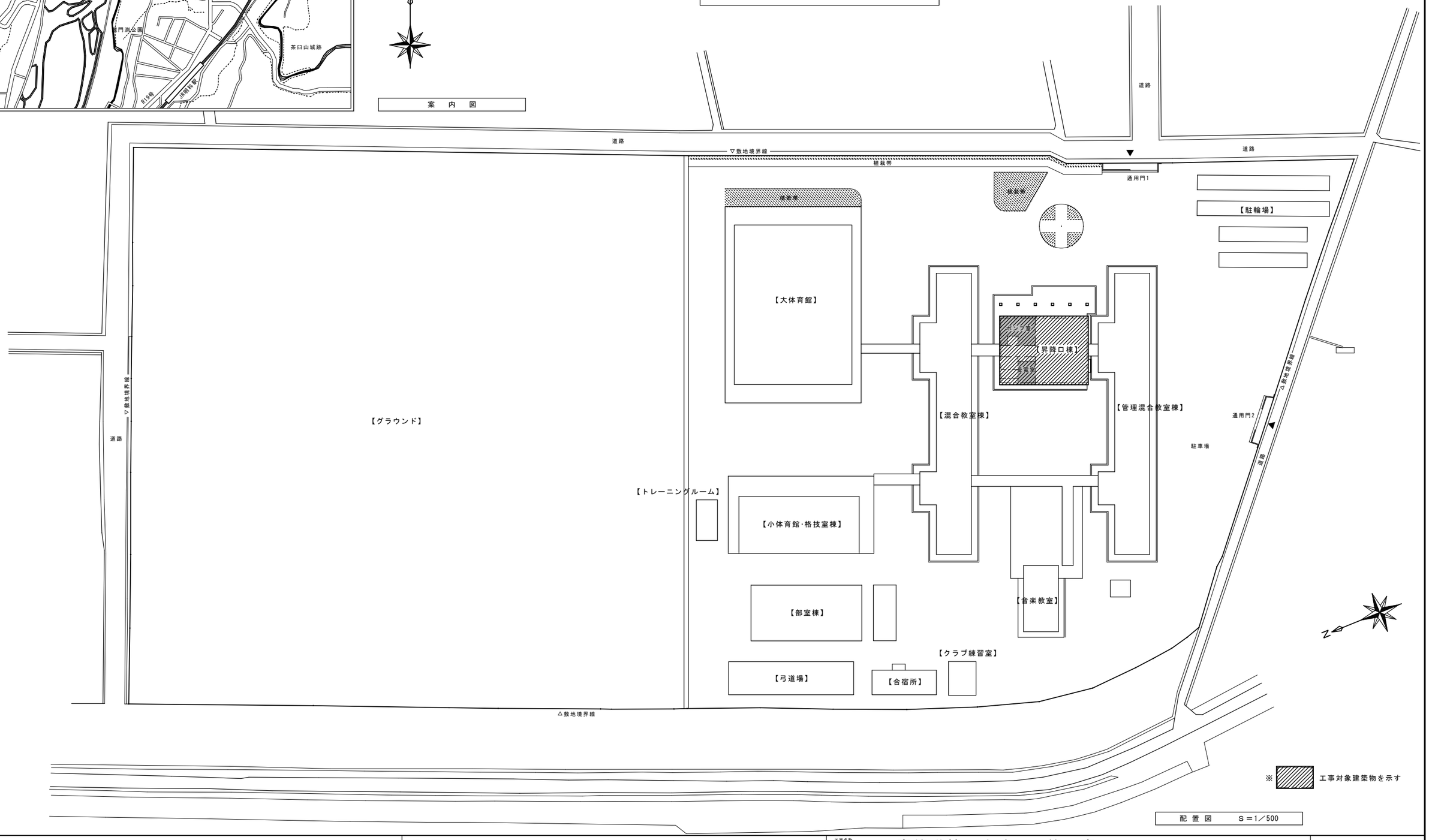

配　置　図　　S＝1／500

長野県教育委員会事務局	訂正・特記事項	工事名称 明科高等学校浸水防止対策工事	A-03
		図面名称 明科高等学校　案内図・配置図	一級建築士　第163907号 細川　幸一

解体及びその他工事一覧表

符号	工事内容
01	新設防水板側部レール取付け時の外壁吹付材（アスベスト含有）のボルト穴塵埃及び破片の処分
02	新設防水板側部レール取付け時の床モルタル（アスベスト含有みなし）のボルト穴塵埃及び破片の処分
03	新設防水板側部レール取付け時の内壁吹付材のボルト穴塵埃及び破片の処分（※アスベスト含有は無し）
04	新設防水板側部レール取付け時の床・内壁モルタル（アスベスト含有みなし）のボルト穴塵埃及び破片の処分

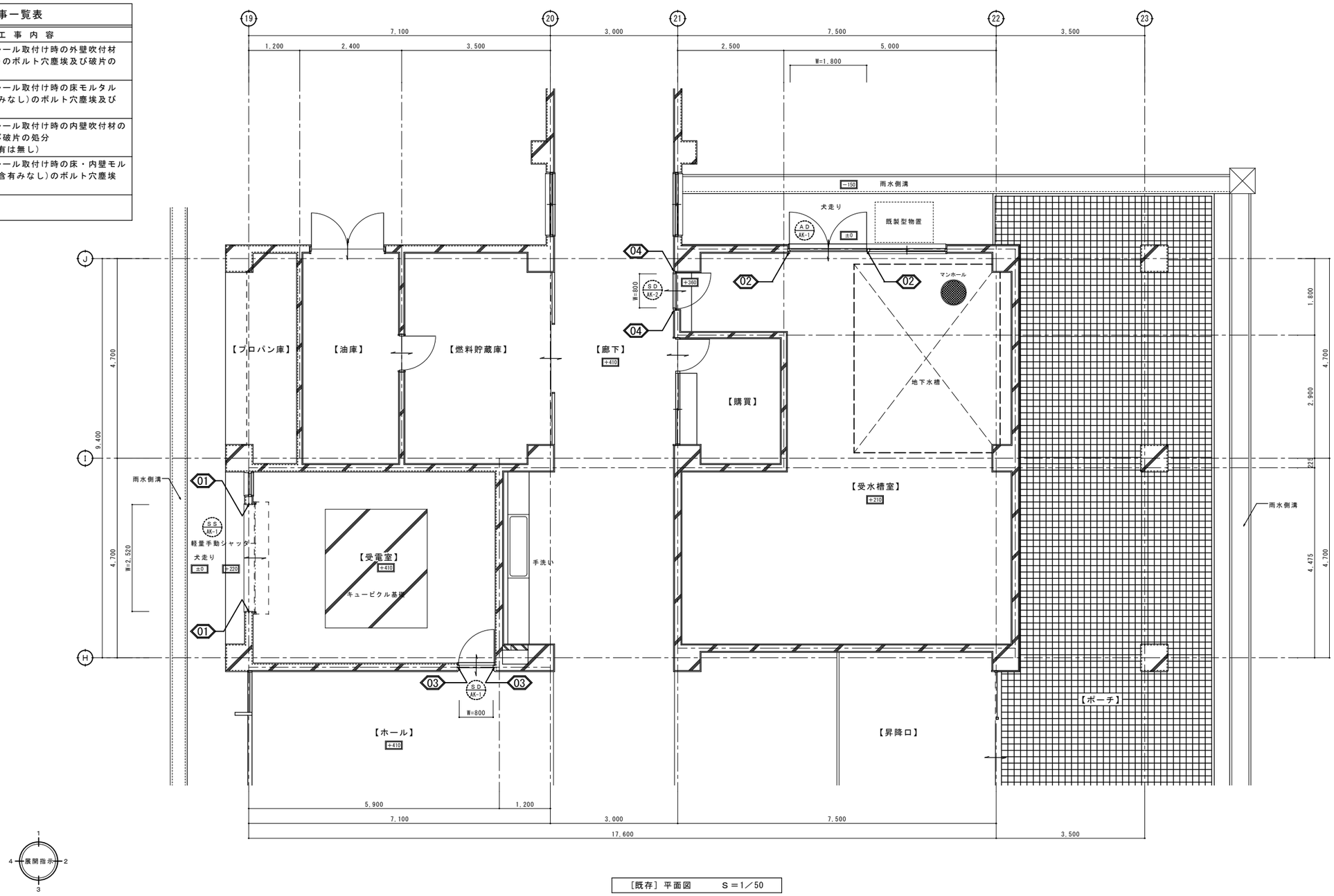

［既存］平面図　　S＝1／50

〈凡例〉1. ⊖ は建具符号を示す。

長野県教育委員会事務局	訂正・特記事項	工事名称 明科高等学校浸水防止対策工事	A-04
		図面名称 明科高等学校　［既存］平面図	一級建築士　第163907号 細川　幸一

［既存］断面図・展開図

S=1／30

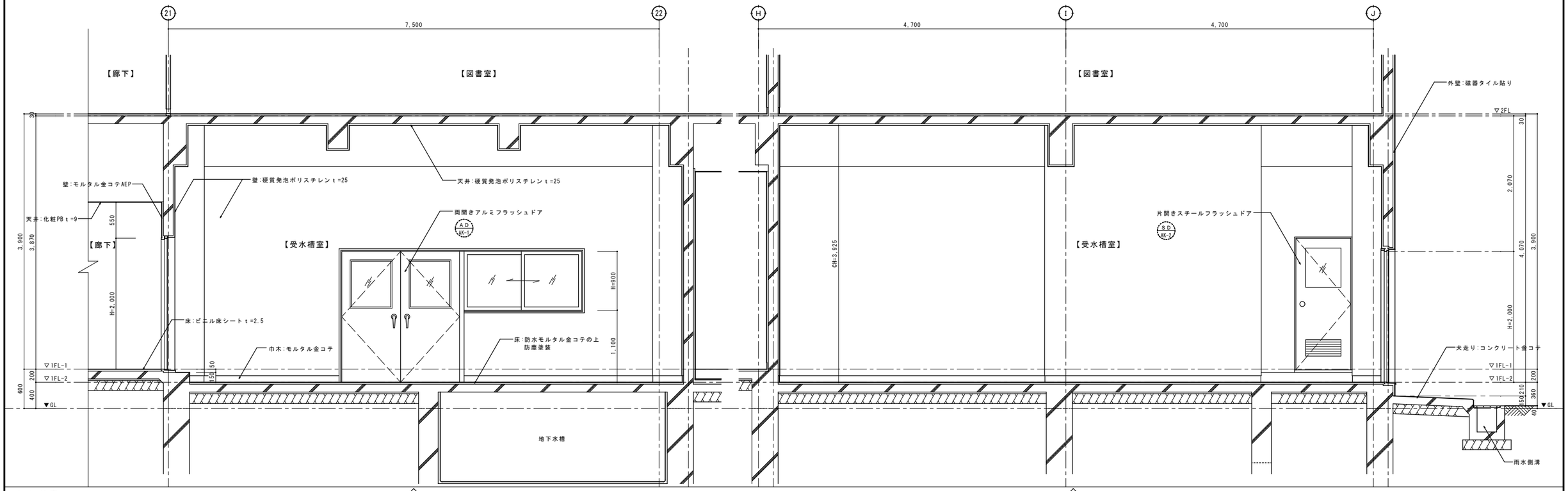

受水槽室 ◇1 ◇4

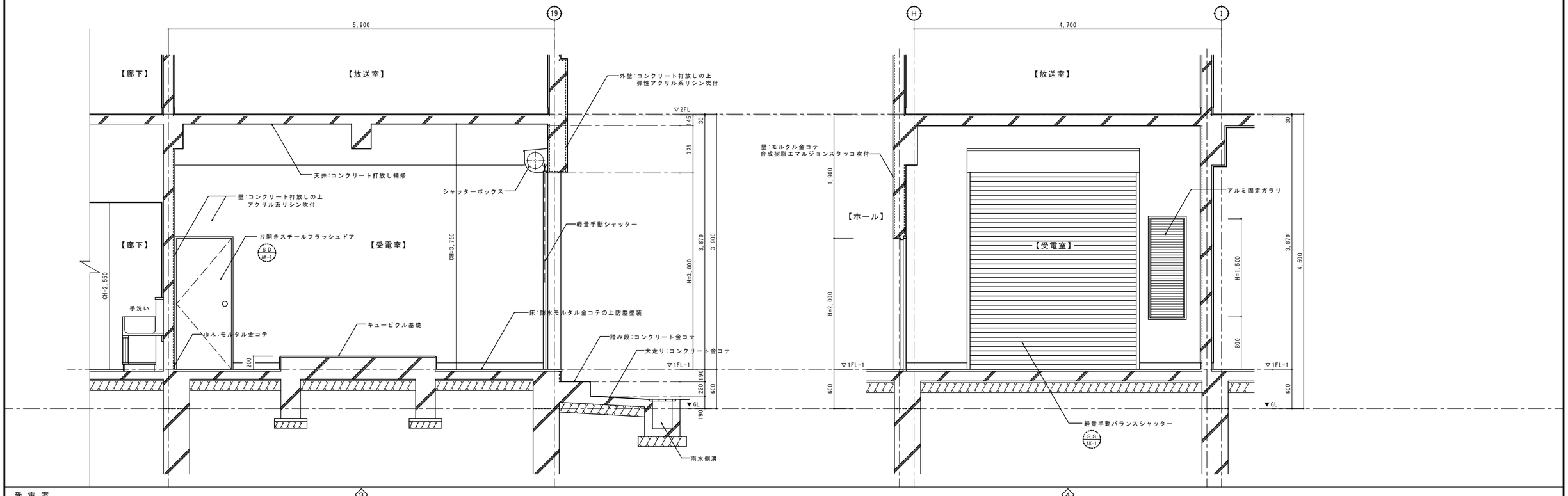

受電室 ◇3 ◇4

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称 明科高等学校浸水防止対策工事

図面名称 明科高等学校 ［既存］断面図･展開図

A-05

一級建築士 第163907号
細川 幸一

浸水防止対策一覧表

符号	対策工事内容	備考
1	既存シャッター開口部に脱着式防水板を設置	建具符号 WB-SS-1
2	既存開口部に脱着式防水板を設置	建具符号 WB-AD-1
3	既存開口部に脱着式防水板を設置	建具符号 WB-SD-1
4	既存開口部に脱着式防水板を設置	建具符号 WB-SD-2

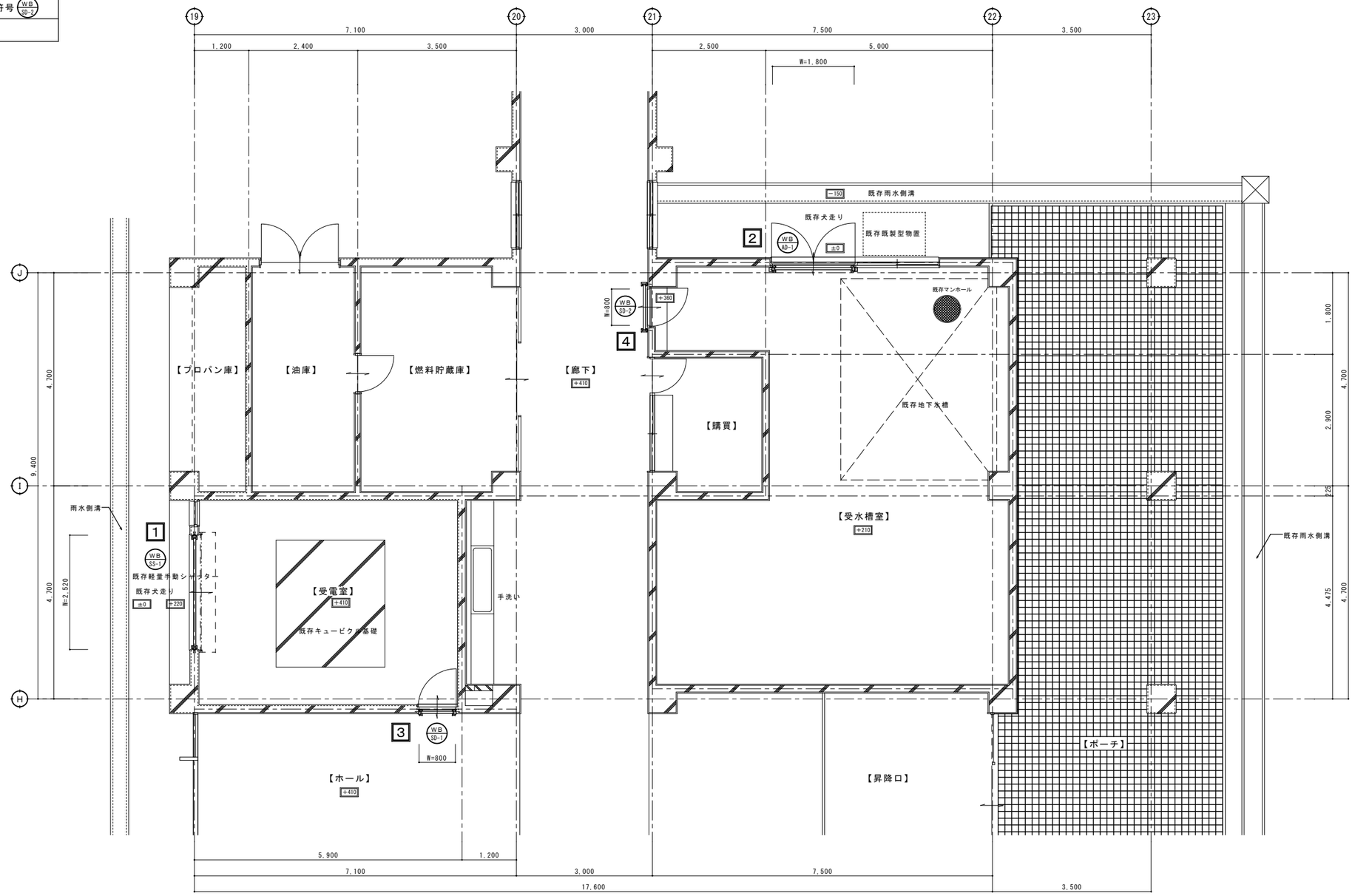

［対策後］平面図　　S＝1／50

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称　明科高等学校浸水防止対策工事

図面名称　明科高等学校　［対策後］平面図

A-06

一級建築士　第163907号
細川　幸一

［対策後］展開図

S=1／50

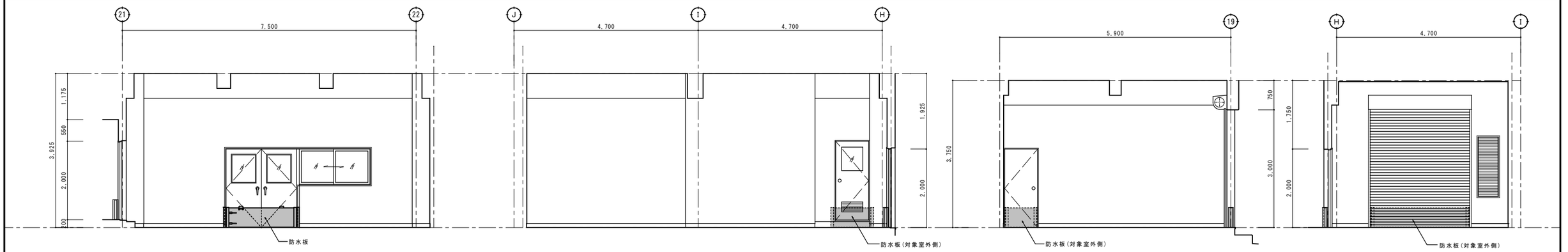

受水槽室	◇1	◇4	受電室	◇3	◇4

［既存］・［対策後］建具表

S=1／50

記号・数量	SS AK-1 ［既存］ 1ヶ所	WB SS-1 ［対策後］ 1ヶ所	AD AK-1 ［既存］ 1ヶ所	WB AD-1 ［対策後］ 1ヶ所	SD AK-1 ［既存］ 1ヶ所	WB SD-1 ［対策後］ 1ヶ所
形状	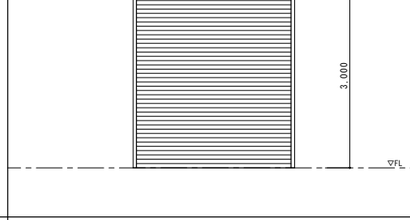	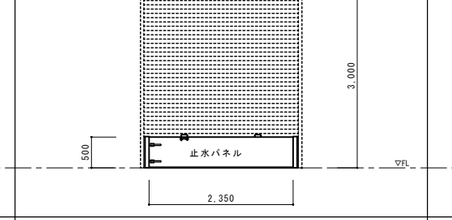	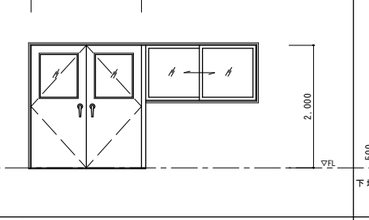	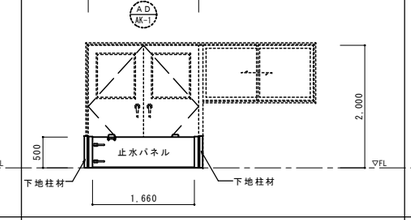	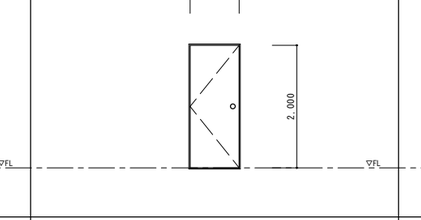	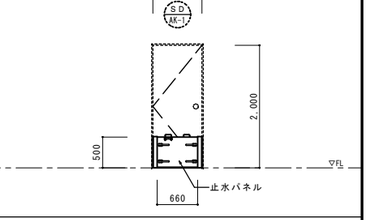
場所	受電室	受電室	受水槽室	受水槽室	受電室	受電室
形式	軽量手動バランスシャッター	1連1段床直置き型 脱着式防水版	引違い窓付き両開きアルミフラッシュドア	1連1段床直置き型 脱着式防水版	片開きスチールフラッシュドア	1連1段床直置き型 脱着式防水版
見込	－	側部レール:122程度	－	側部レール:122程度	－	側部レール:122程度
材質・仕上	スチール 焼付塗装	アルミ・シルバー(パネル)、ステンレスHL(側部レール)	アルミ カラー	アルミ・シルバー(パネル)、ステンレスHL(側部レール)	スチール OP塗装	アルミ・シルバー(パネル)、ステンレスHL(側部レール)
硝子	－	－	網入り型板	－		－
金物	付属金物一式	附属金物一式	丁番、レバーハンドル、シリンダー錠、フランス落し、附属金物一式	附属金物一式、側部レール取付け下地柱材	ピボットヒンジ、握玉、シリンダー錠、付属金物一式	附属金物一式
備考		※浸水防止性能等級 Ws-3相当 以上	水切	※浸水防止性能等級 Ws-3相当 以上	スチール三方枠、沓摺	※浸水防止性能等級 Ws-3相当 以上

記号・数量	SD AK-1 ［既存］ 1ヶ所	WB SD-2 ［対策後］ 1ヶ所
形状	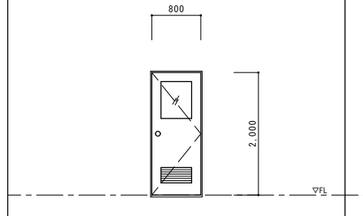	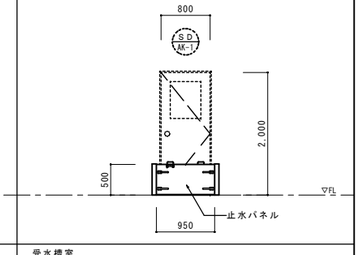
場所	受水槽室	受水槽室
形式	片開きスチールフラッシュドア	1連1段床直置き型 脱着式防水版
見込	－	側部レール:122程度
材質・仕上	スチール OP塗装	アルミ・シルバー(パネル)、ステンレスHL(側部レール)
硝子	型板	－
金物	ピボットヒンジ、握玉、シリンダー錠、付属金物一式	附属金物一式
備考	スチール三方枠、沓摺、ガラリ	※浸水防止性能等級 Ws-3相当 以上

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称 明科高等学校浸水防止対策工事

図面名称 明科高等学校 ［対策後］展開図、［既存・対策後］建具表

A-07

一級建築士 第163907号
細川 幸一

WB SS-T　脱着式防水板（1連1段 シャッター部床直置き型）詳細図　【参考図】　S=1／10

※1.既存外壁リシン吹付のボルト穴塵埃及び破片は
　アスベスト含有建材として処分すること。
※2.*印寸法は参考寸法

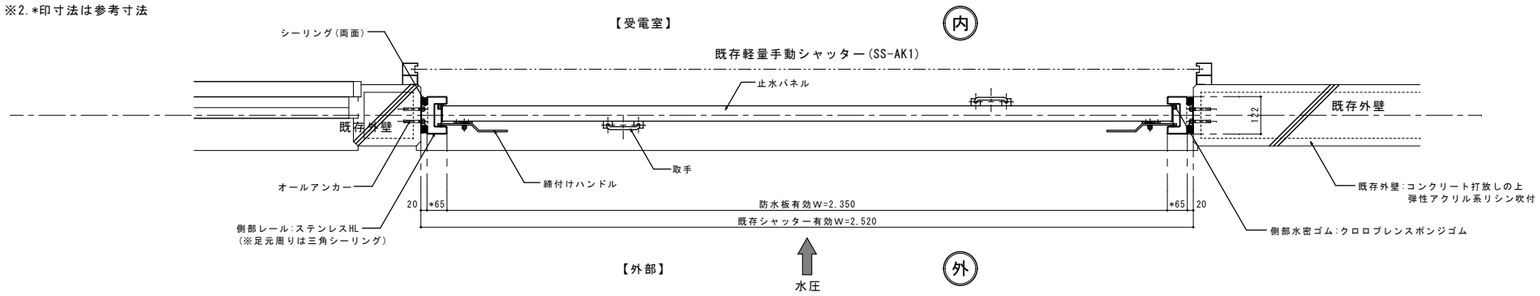

平 面 図

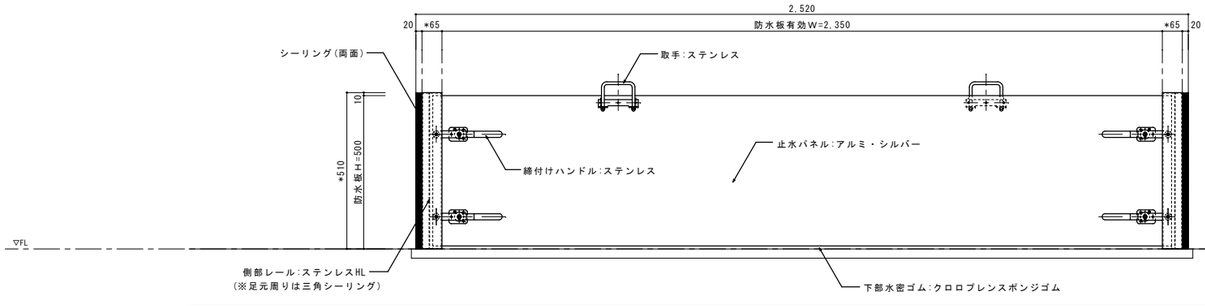

正 面 図

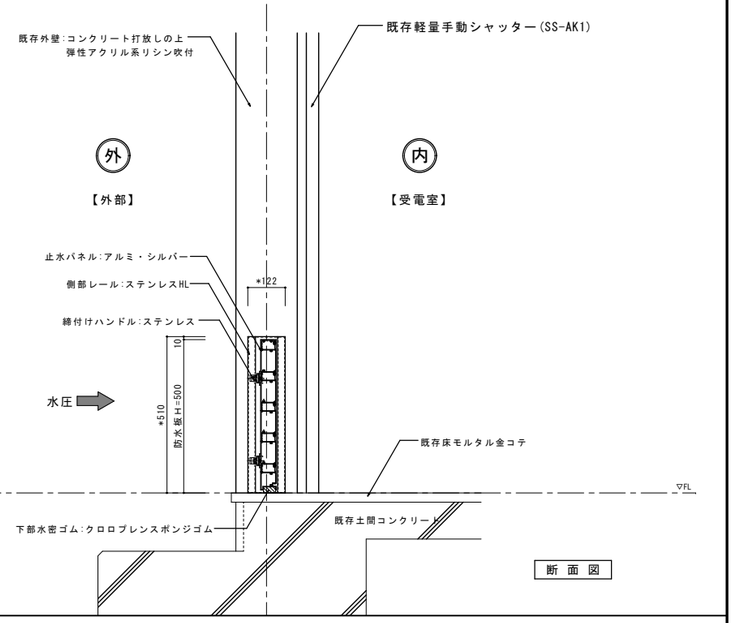

断 面 図

WB AD-T　脱着式防水板（1連1段 ADドア部床直置き型）詳細図　【参考図】　S=1／10

※1.既存床モルタル金コテのボルト穴塵埃及び破片は
　アスベスト含有建材として処分すること。
※2.*印寸法は参考寸法

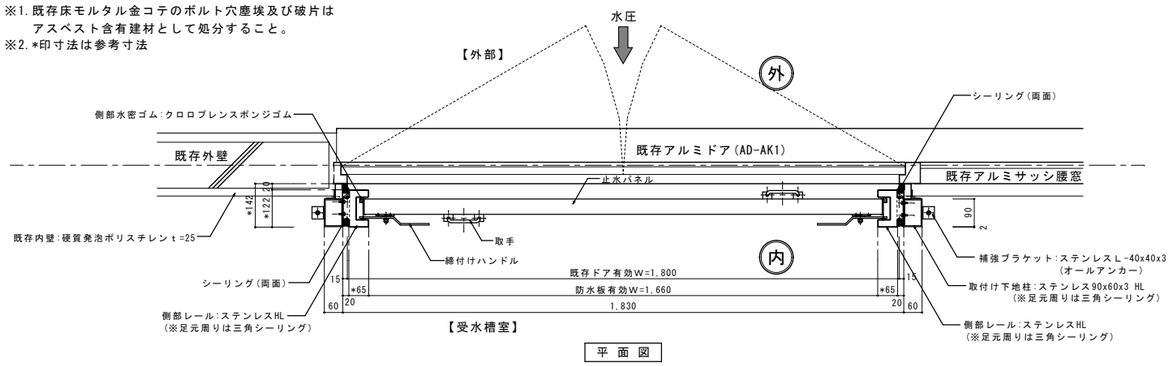

平 面 図

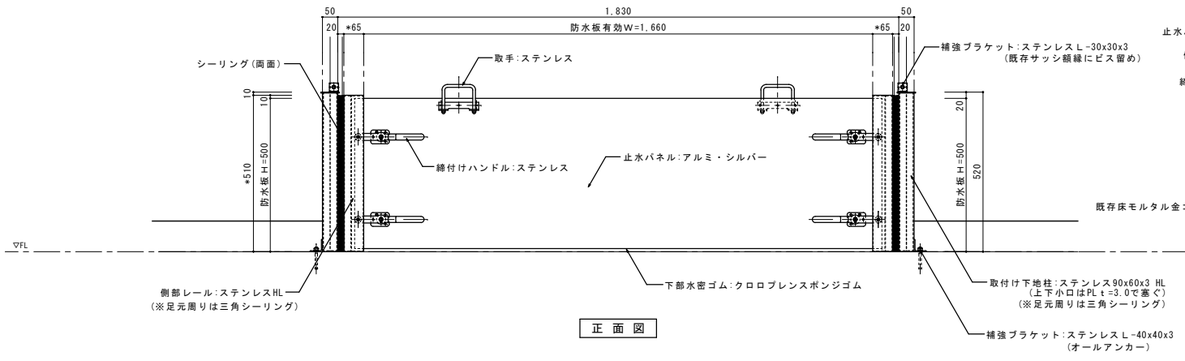

正 面 図

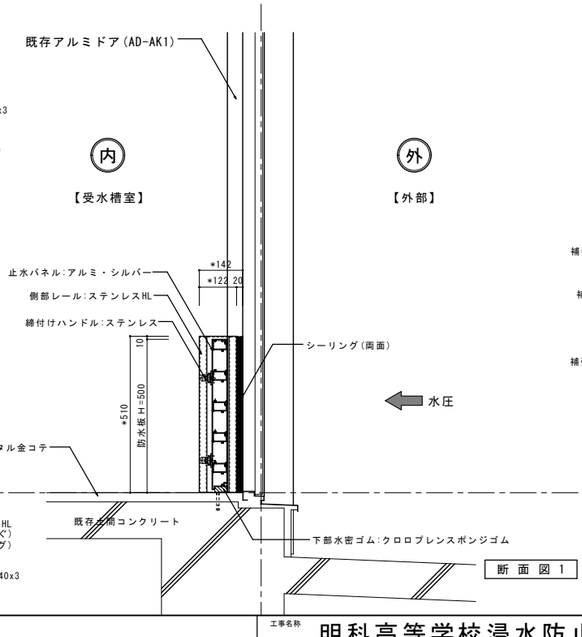

断 面 図 1

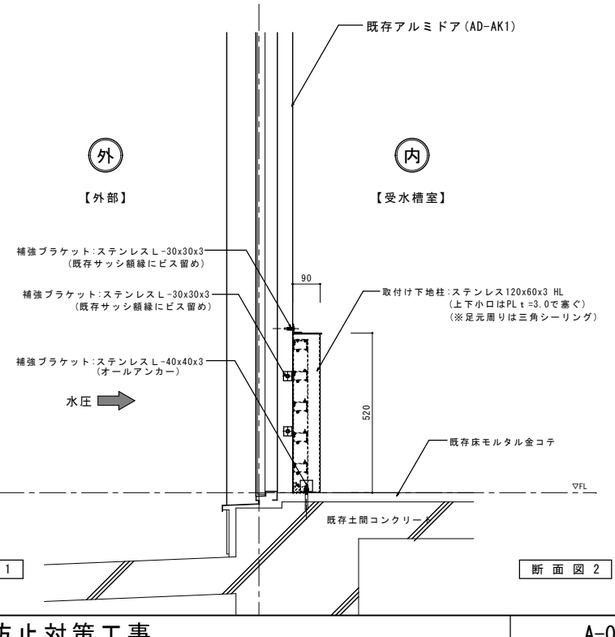

断 面 図 2

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称　明科高等学校浸水防止対策工事

図面名称　明科高等学校　[対策後]防水板 詳細図 1

A-08

一級建築士　第163907号
細川　幸一

WB SD-1　脱着式防水板（1連1段 SDドア部床直置き型）詳細図　【参考図】　S=1／10

※1.*印寸法は参考寸法

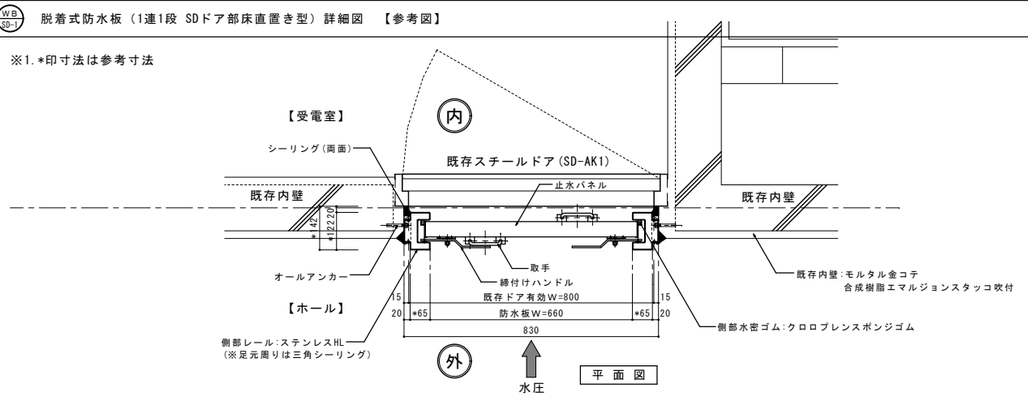

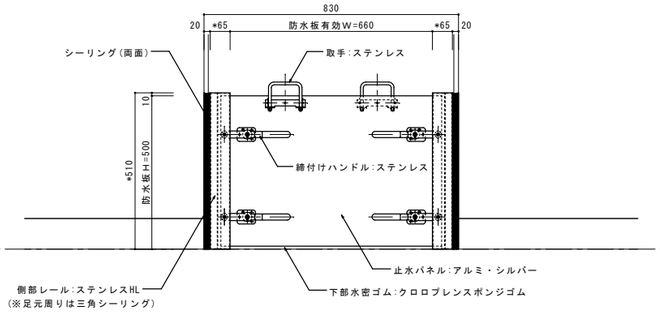

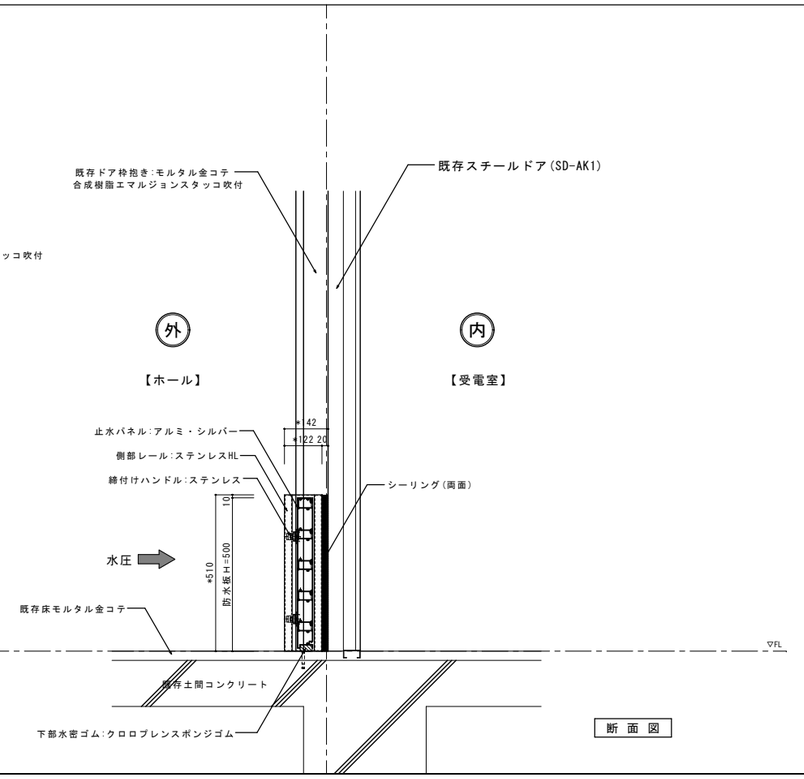

WB SD-2　脱着式防水板（1連1段 SDドア部床直置き型）詳細図　【参考図】　S=1／10

※1.既存床･壁モルタル金コテのボルト穴塵埃及び破片は
アスベスト含有建材として処分すること。
※2.*印寸法は参考寸法

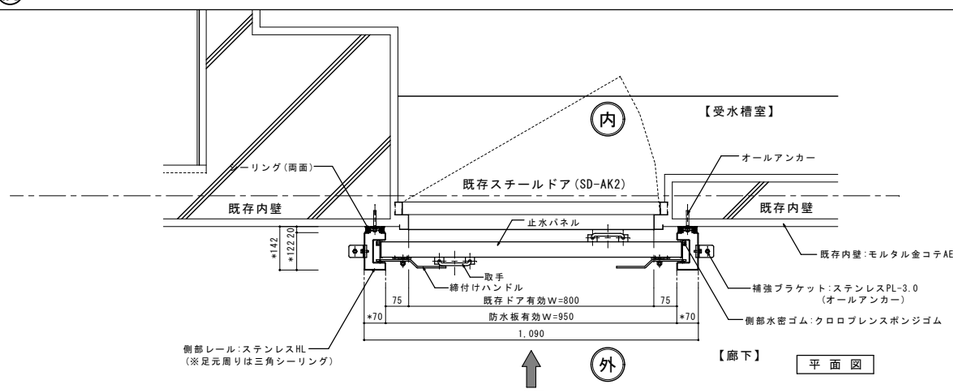

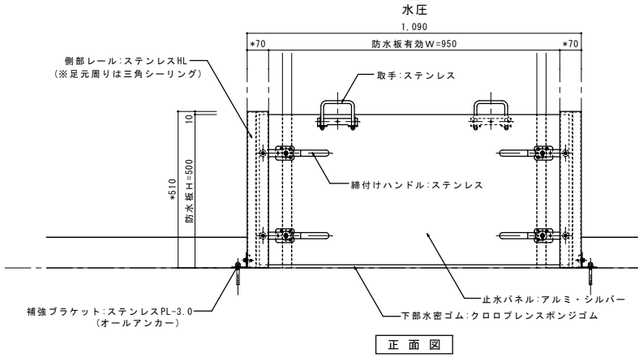

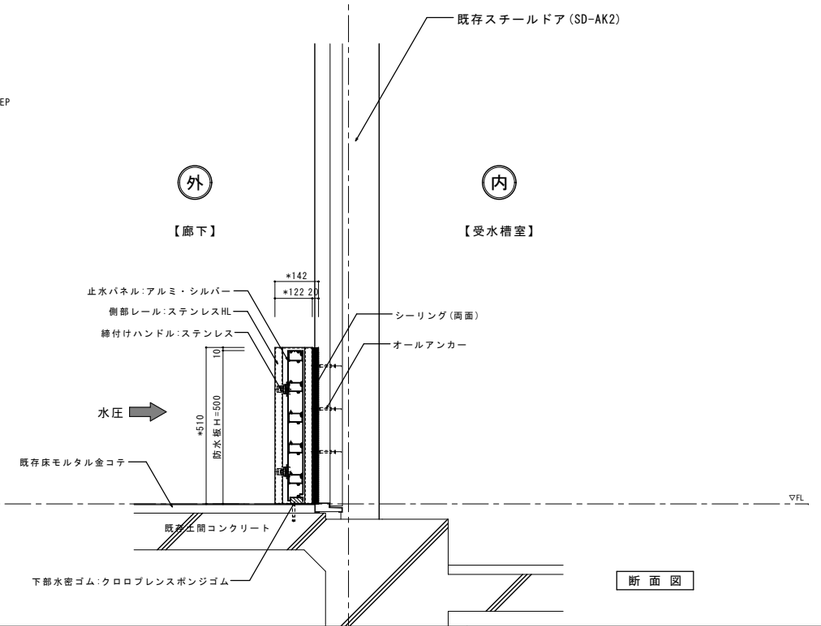

長野県教育委員会事務局

訂正・特記事項

工事名称　明科高等学校浸水防止対策工事

図面名称　明科高等学校　[対策後]防水板 詳細図２

A-09

一級建築士　第163907号
細川　幸一